

はしがき

この本は、国際私法の入門書です。

国際私法についてまったく学んだことのない方が、手にとってそのまま読み進むことで、国際私法の基本的な考え方について理解できる本です。

国際私法の分野には、優れた概説書がすでにたくさん存在します。もっとも、それらの書物の中には、さまざまな問題を広く扱っているために通読がむずかしいものがあります。講義で教科書として用いられること、そこで何らかの補足がされることを予定しているものもあります。こうして考えていくと、まったくの初学者が、一読して国際私法について全般的な知識を得ることができるよう書物を見つけるのは、それほど簡単なことではありません。

もちろん、従来の概説書を読むだけで、国際私法についてしっかりと理解できる方もいるでしょう。そのような方には、特に入門書として執筆されたこの本は不要なものだと思います。つまりこの本は、「そうでない方々」のために書かれたものです。

Apple から発売された Macintosh というパソコンの広告では、かつて、“the Computer for the Rest of Us” という言葉が使われていました。当時もちろん、コンピュータの扱いに長けていて、コマンドを入力してコンピュータを操作できる人はいたわけですが、Macintosh は、「そうでない方々」がマウスなどを使っ

て操作できるパソコンだと宣伝したわけです。

この本も、“for the Rest of Us”なものとして、つまり、国際私法について学ぶ機会のない、ごく普通の方が、国際私法についての基本的な考え方を知るためのものとして、読んでいただけるように執筆しました。重要でない問題や、理解がむずかしい問題は思い切って省き、基本的な問題についてはきちんと理解できるように、かみ砕いた説明を繰り返しています。そのため、入門書としては少々厚くなってしまったかもしれませんが、それだけわかりやすいものになったと自負しています。

さて、国際私法についてすでにご存じの方向けになってしまうかもしれませんが、ここで、この本の構成を簡単に紹介することにします。

この本は、全3部、13章から構成されます。

第1部「適用されるルールを決める～準拠法選択規則の巻～」では、国際私法の意義から出発して、国際民事紛争を解決する際の基準である準拠法の選択・決定、そしてその適用までの道筋をたどりました。

第2部「紛争解決の場所を決める～国際裁判管轄・外国判決承認の巻～」では、国際民事紛争の解決手続に関する中心的な問題である、国際裁判管轄および外国判決の承認といった問題をとりあげました。

そして第3部「世界は国際私法に満ちている～アンさんの物語の巻～」では、アンさんという1人の女性の物語を追うというス

タイトルで、人々の生活のさまざまな場面に顔を出す国際私法的な問題の解決を考えていくことにしました。

この本は、国際私法についてはじめて学ぶ方に、第1部から順番に読んでいただくことを想定して執筆しました。しかし、クロス・レファレンスを充実させましたので、国際私法についてある程度知識のある方には、自分の理解が不十分なところや面白そうなところを拾い読みするなど、自由に活用していただけるでしょう。

はしがきの最後に、国際私法の背景にある理念の1つをとりあげたいと思います。準拠法選択／国際裁判管轄／外国判決の承認執行という国際私法の3つの制度の根底には「寛容さ」という理念が存在すると思います。準拠法選択においては外国法を適用する寛容さ、国際裁判管轄については両当事者の利害を公平に考慮する寛容さ、そして外国判決の承認にあたっては実質的再審査を行わない寛容さ、どれも、「日本法の判断が絶対である」「日本人を保護すべきである」といった考え方からは導かれないものではないでしょうか。

これからも、国際民事紛争の解決枠組みとしての国際私法は少しずつ変化をしていくことでしょう。この本に書かれたことも同じように少しずつ古くなっていくと思います。しかし、国際民事紛争を「妥当に」解決するには一定の寛容さが必要であることは、今後も認識され続けていくと信じています。

国際私法に関心をもち、この本を手にとっていただけた方には、

このような寛容さにも関心をもっていただければ幸いです。

この本が何とか完成したのは、弘文堂編集部の登健太郎氏の粘り強い叱咤激励とご尽力のおかげです。心から感謝いたします。また、さまざまな事情の中で、私が仕事に向かう時間を確保できたのは、家族のおかげです。亜樹、葵、遥の名前をここに記すことをお許してください。

2015年1月

神前 禎

目 次

はしがき iii

第1部 適用されるルールを決める～準拠法選択規則の巻～

第I章 国際私法って何？——国際私法の意義のお話…………… 2

- 1 国際私法＝国際＋私法 …………… 2
- 2 どういうルールを適用する？ …………… 5
- 3 国際私法の法源 …………… 14

第II章 準拠法ってどうやって決めるの？ ——準拠法選択全般のお話 …………… 18

- 1 基本的な枠組み …………… 18
- 2 準拠法の決定・適用の具体的過程 …………… 23
- 3 国際私法の特徴 …………… 29

第III章 どの規定を使いましょうか？ ——性質決定のお話 …………… 35

- 1 単位法律関係とその分類 …………… 36
- 2 性質決定 …………… 49

第IV章 目的地への行き方——連結点のお話その1 …………… 63

- 1 さまざまな連結点 …………… 64
- 2 複雑な連結方法 …………… 67
- 3 連結政策 …………… 87

第V章 果たしてその場所は——連結点のお話その2 …………… 91

- 1 国 籍 …………… 92

2	常居所	100
3	最密接関係地	105
4	日本法の優先	107
5	連結点の基準時	113

第VI章 結局どの法によるのかな

——準拠実質法の特定のお話…………… 117

1	連結点による準拠法の指定	118
2	不統一法国法の問題	118
3	準拠法の不存在	124
4	準拠法指定の意義と反致の理論	126
5	日本における反致	134

第VII章 そして紛争を解決する——準拠法の適用のお話 … 141

1	準拠法への送致範囲の画定	142
2	国際私法上の公序	150

コラム 統一法と国際私法との関係——第1部の終わりに 165

第2部 紛争解決の場所を決める

～国際裁判管轄・外国判決承認の巻～

第VIII章 紛争解決という名の迷路

——国際民事手続法と国際裁判管轄のお話その1 …… 170

1	広義の国際私法と国際民事手続法	171
2	国際裁判管轄という問題	176
3	国際裁判管轄と準拠法選択	178
4	国際裁判管轄と国内土地管轄	183
5	国際裁判管轄に関する規定	190

第IX章 迷路に入れてくれるかな ——国際裁判管轄のお話その2	194
1 国際裁判管轄についての考慮要素	195
2 民事訴訟法の国際裁判管轄規定	198
3 管轄権の専属（民訴法3条の5、3条の10）	200
4 一般的な管轄原因	202
5 特殊な管轄原因	206
6 消費者契約および労働関係に関する訴えの管轄権	210
7 特別の事情による訴えの却下（民訴法3条の9）	215
第X章 お隣の迷路を通ったのですが ——外国判決の承認・執行のお話	219
1 国内判決の効力	220
2 外国判決の効力	224
3 外国判決の承認・執行制度の概要	227
4 外国判決の承認要件	232
5 外国判決承認の効果	239
6 外国での訴訟提起への対処と国際訴訟競合	240
コラム 公法と国際私法との関係——第2部の終わりに	245

第3部 世界は国際私法に満ちている ～アンさんの物語の巻～

第XI章 出会いそして別れ——アンさんの物語その1	250
1 婚姻の成立	250
2 離婚	259
3 子の親権・監護権	263
4 子の奪取	265

第XII章 新たな出発——アンさんの物語その2	268
1 非嫡出親子関係の成立	269
2 相 続	273
3 行為能力	275
4 売買契約の準拠法と国際裁判管轄	276
5 国際物品売買契約に関する国際連合条約	282
第XIII章 ビジネスでの成功、そして……	
——アンさんの物語その3	283
1 会社の設立	284
2 労働契約・消費者契約	287
3 知的財産権	291
4 不法行為	292
5 物語は続く	297
コラム 国際民事紛争解決の思考過程——第3部の終わりに	299

資料：法の適用に関する通則法 302

事項索引 311



第 I 章 国際私法って何？

——国際私法の意義のお話——



この本は、「国際私法」についての入門書です。それを書いている私は、国際私法の研究者というわけです。

そんな私が初対面の人に「国際私法を研究しています」と自己紹介をすると、「その「国際私法」というのは何ですか？」と聞かれます。あ、実は、本当に聞かれることはそんなに多くはないのですが、まあ話の流れ上、そう聞かれる、ということにしておいてください。

「国際私法とは何か」……むずかしい質問です。しかし、国際私法についての入門書を書いておきながら、この質問に全然答えないというのでは、入門書の「門」を入った先に何があるのかわからないままということになってしまいます。それでは誰にも門をくぐってもらえないでしょう。

というわけで、まずは第 I 章で、「国際私法って何？」という疑問に答えることにしたいと思います。

1 国際私法＝国際＋私法

●言葉の意味から出発して

国際私法の意味について考える出発点は、そこで使われている「国際」と「私法」という言葉です。まず、それぞれの言葉の意味を

考えてみましょう。

このうち、「国際」は理解しやすいでしょう。国と国とをまたがるような、とか、複数の国に関係するような、国境を越えた、といった意味ですね。

これに対して、「私法」という言葉は少しわかりにくいかもしれません。しかし、法律を学んだ方であれば、法律が大きく「私法」と「公法」とに分けられるということを知っていることがあると思います。私法とは私人と私人との間の法的関係を規律する法、公法とは国家と個人との法的関係等を規律する法です。もともと、私法と公法とを厳密に区別しようとする、その区別の基準は何か、目的は何か、そもそも区別は可能か、といった点が問題となりますが、ここでは以上のように、非常に大雑把にとらえておけば十分でしょう。

このように、「私法」とは私人と私人との間の法的関係を規律するものなので、国際「私法」においても、問題となるのはあくまでも私人と私人との間の関係です。そして「国際」私法ですから、そこでとりあげられるのは国境を越えた私人間の関係ということになります。

以上をまとめますと、国際私法とは、私人と私人との間の、国と国とをまたがるような法的関係をめぐって生じた紛争を規律する法のことである、といえそうです。このような法的紛争を、この本では、「**国際民事紛争**」と呼ぶことにしました。国家間の「国際紛争」とはまったく異なるものですので、その点注意してください。